野田市立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月３０日

野田市長　　鈴　木　　有

野田市条例第２６号

# 野田市立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市立保育所設置及び管理に関する条例（昭和４８年野田市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条の表野田市立清水保育所の項及び野田市立北部保育所の項を削る。

別表中「野田市立清水保育所
野田市立花輪保育所
野田市立南部保育所
野田市立北部保育所」を「野田市立花輪保育所
野田市立南部保育所」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。